

第10章 監督等 (第88条~100条)

| 労働安全衛生法                     | 施行令                  | 安全衛生規則およびその他の法令   |
|-----------------------------|----------------------|---|
| 第88条 (計画の届出等)               | 令第24条 (計画の届出をすべき業種等) | 則第84条の2~89条 (第1項・2項に係る関係省令)、ボイラー則ほか各特別則 (設置届等)、則第89条の2~92条 (第3項・4項に係る関係省令)・92条の2・92条の3 (第5項~8項に係る関係省令)          |
| 第89条 (厚生労働大臣の審査等)           |                      | 則第93条 (技術上の審査)・94条 (審査委員候補者名簿)  |
| 第89条の2 (都道府県労働局長の審査等)       |                      | 則第94条の2 (計画の範囲)・94条の3 (審査の対象除外)・94条の4 (技術上の審査等)   |
| 第90条 (労働基準監督署長および労働基準監督官)   |                      | 則第95条 (労働基準監督署長および労働基準監督官)  |
| 第91条 (労働基準監督官の権限)           |                      | 則第61条 (病者の就業禁止)・95条の3 (立入りをする職員の証標)   |
| 第92条 (司法警察員の職務)             |                      | 刑事訴訟法   |
| 第93条 (産業安全・労働衛生専門官)         |                      |   |
| 第94条 (専門官の権限)               |                      | 則第95条の3 (立入りをする職員の証標)   |
| 第95条 (労働衛生指導医)              |                      | 則第95条の2 (労働衛生指導医の任期)  |
| 第96条 (厚生労働大臣の権限)            |                      | 則第95条の3 (立入りをする職員の証票)   |
| 第97条~99条 (労働者の申告等)          |                      |   |
| 第99条の2 (講習の指示)              |                      | 則第95条の4 (労働災害防止業務従事者に対する講習)   |
| 第99条の3 (就業制限業務従事者に対する講習の指示) |                      | 則第95条の5 (就業制限業務従事者に対する講習)   |
| 第100条 (報告等)                 |                      | 則第95条の6 (有害物ばく露作業報告)・96条 (事故報告)・97条 (死傷病報告)・98条 (報告)・2条・4条・7条・13条 (選任報告)・40条の3 (教育計画および結果報告)・52条 (健康診断結果報告)、その他 |

第88条第1項 (一定の業種・規模の事業場に係る計画の届出)

|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>一定の業種・規模の事業場に係る届出</p> | <p>(1) つぎに掲げる業種および規模の事業場は、建設物、機械等 (仮設の建設物または機械等で厚生労働省令で定めるものを除く: ※100) を設置し、移転し、または主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を工事開始の30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建設業・製造業 (食料品・タバコ製造業、繊維工業、衣服等繊維製品製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業を除く)・電気業・ガス業・自動車整備業・機械修理業の業種で、電気使用設備の定格容量の合計が300kW以上の事業場 (令第24条)</p> </div> <p>ただし、厚生労働省令で定めるつぎの措置を講じているものとして、厚生労働省令で定めるところにより労働基準監督署長が認定 (※101) した事業者については、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【法第88条第1項ただし書きの厚生労働省令で定める措置 (則第87条)】</p> <p>① 法第28条の2第1項の危険性または有害性等の調査および結果に基づき講ずる措置</p> <p>② 前号のほか、労働安全衛生マネジメントシステムの指針に従って事業者が行う自主的活動 (則第24条の2)</p> <p>①はリスクアセスメントを、②はマネジメントシステムの指針による自主的活動を指しており、リスクアセスメントは安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) に含まれるので、OSHMSの実施が必須となる。</p> </div> <p>(2) 届出をしようとする者は、所定様式による届書につぎの書類を添えて所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(則第85条)</p> <p>① 事業場の周囲の状況および四隣の関係を示す図面</p> <p>② 敷地内の建設物および主要な機械等の配置を示す図面</p> <p>③ 原材料または製品の取扱い、製造等の作業の方法の概要を記載した書面</p> <p>④ 建築物 (③の作業を行うものに限る) の各階の平面図および断面図ならびにその内部の主要な機械等の配置および概要を示す書面または図面</p> <p>⑤ 該当作業等における労働災害防止の方法および設備の概要を示す書面または図面</p> |
|--------------------------|--|

※100：第1項かっこ書きの計画の届出を要しない仮設の建設物等は、つぎのとおりである(則第84条の2)。

つぎに該当する仮設の建設物、機械等で6カ月未満で廃止するもの(高さ、および長さが10m以上の仮設通路、吊り足場、張出し足場等は、組立てから解体までの期間が60日未満のもの)は届出の義務はない。

- ①内部に設置する原動機の定格出力合計が2.2kW未満である建設物
- ②原動機の定格出力が1.5kW未満である機械等
- ③安衛則別表第6の2の危険有害業務を行わない建設物・機械等  
(ただし、②③のうち、特定機械等は定格出力、設置期間にかかわらず、届出が必要)

※101：労働基準監督署長の認定に関しては、つぎの事項が定められている。

(1)認定の単位(則第87条の2)

認定は事業場毎に、所轄労働基準監督署長が行う。

(2)欠落事項(則第87条の3)

つぎのいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

- ①法または法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ②認定を受けようとする事業場について則第87条の9の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- ③法人で、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(3)認定の基準(則第87条の4)

所轄労働基準監督署長は、認定を受けようとする事業場がつぎに掲げる要件のすべてに適合しているときは、認定を行う。

- ①則第87条の措置(労働安全衛生マネジメントシステム)を適切に実施していること
- ②労働災害発生率が、事業場の属する業種の平均的な発生率を下回っていること
- ③申請の前日1年間に、死亡労働災害や重大な労働災害の発生がないこと

(4)認定の申請(則第87条の5)

①認定の申請をする事業者は、認定を受ける事業場毎に計画届免除認定申請書(様式第20号の2)につぎに掲げる書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出する。

ア. 欠落事項(則第87条の3)各号に該当しないことを説明した書面

イ. 安全衛生マネジメントシステムの措置の実施状況について、申請日前3カ月以内に2人以上の安全(または衛生)に関して優れた識見を有する者による評価を受け、適切な措置と評価されたことを証する書面および評価概要の記載書面

ウ. 前号の評価について、1人以上の安全(または衛生)の優れた識見を有する者による監査を受けたことを証する書面

エ. 認定の基準(則第87条の4)に定める災害発生率および死亡災害等の発生なしの要件に該当することを証する書面(書面がない場合、事実についての申立書)

②安全(または衛生)に関して優れた識見所有者とは、つぎのいずれかに該当し、認定の実施に利害関係を有しない者をいう。

ア. 欠落事項(則第87条の3)各号に該当しないことを説明した書面

イ. 安全衛生マネジメントシステムの措置の実施状況について、申請日前3カ月以内に2人以上の安全(または衛生)に関して優れた識見を有する者による評価を受け、適切な措置と評価されたことを証する書面および評価概要の記載書面

ウ. 前号の評価について、1人以上の安全(または衛生)の優れた識見を有する者による監査を受けたことを証する書面

エ. 認定の基準(則第87条の4)に定める災害発生率および死亡災害等の発生なしの要件に該当することを証する書面(書面がない場合、事実についての申立書)

②安全(または衛生)に関して優れた識見所有者とはつぎのいずれかに該当し、認定の実施に利害関係を有しない者をいう。

ア. 労働安全(または労働衛生)コンサルタントであって、3年以上その業務に従事し、他の事業場が行う安全衛生マネジメントシステムの評価を3件以上行ったもの

イ. 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

③所轄労働基準監督署長は、認定したときは認定証(様式第20号の3)を交付する。

(5)認定の更新(則第87条の6)

認定は、3年ごとに更新を受けなければ、その期間経過により効力を失う。

(6)実施状況等の報告(則第87条の7)

認定を受けた事業者は、認定事業場毎に、1年以内毎に1回、実施状況等報告書(様式第20号の4)に安全衛生マネジメントシステムの監査結果を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出する。

(7)措置の停止(則第87条の8)

認定を受けた事業者は、安全衛生マネジメントシステムの措置を行わなくなったときは、遅滞なくその旨を所轄労働基準監督署長に届け出る。

(8)認定の取消し(則第87条の9)

所轄労働基準監督署長は、認定を受けた事業者がつぎのいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

①則第87条の3第1号または第3号に該当するに至ったとき

②則第87条の4第1号または第2号に適合しなくなったとき

③則第87条の4第3号に掲げる労働災害を発生させたとき

④則第87条の7に違反し、報告書等を提出せず、または虚偽の記載をし提出したとき

⑤不正の手段により認定またはその更新を受けたとき

(9)建設業の特例(則第87条の10)

則第87条の2により、認定は事業場毎に行われるが、建設業に限り仕事の請負契約を締結している事業場ごとに認定を行う。

子律行法

第88条第2項 (危険な作業等を要する機械等に係る計画の届出)

危険な作業等を要する機械等に係る届出

(1) 機械等で、危険もしくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの、または危険もしくは健康障害を防止するために使用するもののうち、厚生労働省令で定めるもの(※102)を設置し、移転し、または主要構造部分を変更しようとする事業者は、その計画を工事開始の30日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、つぎに該当する仮設の機械等は届出の義務はない(則第89条)。

- ① 機械集材装置、運材索道(架線、搬機、支柱及びこれらに付属する物により構成され、原木または薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ)、架設通路および足場以外の機械等(令第6条の型枠支保工を除く)で、6カ月未満の期間で廃止するもの
- ② 機械集材装置、運材索道、架設通路または足場で、組立てから解体までの期間が60日未満のもの

(2) 法第88条第1項のただし書きにより、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に導入し、所轄労働基準監督署長が認定した事業場は計画の届出が免除されるが、これは第2項にも同様に適用される。

(3) ※102の①および②に掲げる機械等の届出をしようとする者は、所定様式の届書にそれぞれの機械等の種類に応じて定められる所要事項(則別表第7参照)を記載した書面および図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない(則第86条)。

(4) ※102の③に掲げる特定機械等の届出は、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則の設置届および設置報告の条文中に従い実施する。

※102: 法第88条第2項の厚生労働省令で定める機械等は、以下のとおりである(則第88条)。

① 危険な機械等 (則別表第7)

- ア. 動力プレス(機械プレスでクランク軸等の偏心機械を有するもの、および液圧プレスに限る)
- イ. 金属その他鉱物の溶解炉(容量が1 t以上のものに限る)
- ウ. 化学設備(取り扱う危険物等の量が、厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く)
- エ. 乾燥設備(令第6条第8号イまたはロの乾燥設備に限る)
- オ. アセチレン溶接装置(移動式のもの除く)
- カ. ガス集合溶接装置(移動式のもの除く)
- キ. 機械集材装置(原動機定格出力7.5kW超のものに限る)
- ク. 運材索道(支間の斜距離の合計が350m以上に限る)
- ケ. 軌道装置
- コ. 型枠支保工(支柱の高さが3.5m以上のものに限る)
- サ. 架設通路(高さ、および長さがそれぞれ10m以上のものに限る)
- シ. 足場(吊り足場、張出し足場以外の足場は、高さが10m以上の構造のものに限る)

② 有害な業務の設備等 (則別表第7)

- ア. 有機溶剤の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置(移動式を除く)
- イ. 鉛等または焼結鉍等の粉塵の発散源を密閉する設備または局所排気装置
- ウ. 四アルキル鉛をガソリンに混入する業務に用いる機械等
- エ. 特化則の第1類物質および特定第2類物質等の製造設備
- オ. 令第15条の特定化学設備およびその付属設備
- カ. 特化則の特定第2類物質または管理第2類物質のガス・粉塵等が発散する屋内作業場の発散抑制設備
- キ. 特化則第10条の排ガス処理装置(アクロレインに係る物)
- ク. 特化則第11条の排液処理装置
- ケ. 電離則の放射線装置、放射線装置室、放射性物質取扱い作業室、放射性物質貯蔵施設
- コ. 事務所則の空気調和設備、中央管理方式機械換気設備
- サ. 特定粉塵発生源を有する機械または設備等
- シ. 粉じん則の規定で設ける局所排気装置またはプッシュプル型換気装置

③ 特定機械等 (※印は設置報告)(ボイラー則ほか各特別則)

- ア. ボイラー(小型ボイラーおよび移動式ボイラーを除く)
- イ. 移動式ボイラー※
- ウ. 第1種圧力容器
- エ. 小型ボイラー※
- オ. クレーン(吊上げ荷重3 t以上、スタッカー式は1 t以上)
- カ. クレーン(吊上げ荷重0.5 t以上~3 t未満、スタッカー式は0.5 t以上~1 t未満)※
- キ. 移動式クレーン(吊上げ荷重3 t以上)※
- ク. デリック(吊上げ荷重2 t以上)
- ケ. デリック(吊上げ荷重0.5 t以上~2 t未満)※
- コ. エレベータ(積載荷重1 t以上)
- サ. エレベータ(積載荷重0.25 t以上~1 t未満)※
- シ. 建設用リフト(ガイドレールの高さ18m以上のもの、ただし積載荷重0.25 t未満を除く)
- ス. 簡易リフト※
- セ. ゴンドラ

| 第88条第3項 (大規模建設工事に係る計画の届出) |  |
|---------------------------|--|
| 大規模建設工事に係る届出              | <p>事業者は、重大な労働災害を生ずる恐れのある大規模な建設業に係るつぎに掲げる仕事を開始しようとするときは、その計画を30日前までに所定様式の届書に、必要書類(※103)を、および圧気工法による仕事に係る場合は、圧気工法作業摘要書を添えて厚生労働大臣に届け出なければならない(則第91条)。</p> <p>則第89条の2 (仕事の範囲)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高さが300m以上の塔の建設の仕事</li> <li>(2) 堤高が150m以上のダム等の建設の仕事</li> <li>(3) 最大支間が500m (吊り橋は1,000m) 以上の橋梁建設の仕事</li> <li>(4) 長さが3,000m以上の隧道等の建設の仕事</li> <li>(5) 長さが1,000m以上3,000m未満の隧道等の建設の仕事で、深さが50m以上のたて坑 (通路用のものに限る) の掘削を伴うもの</li> <li>(6) ゲージ圧力が0.3メガパスカル以上の圧気工法による作業を行う仕事</li> </ol> |

※103: 建設業に係る計画の届出書に添付する書類は、つぎのとおりである (則第91条)。

- ① 仕事を行う場所の周囲の状況および四隣との関係を示す図面
- ② 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- ③ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- ④ 工法の概要を示す書面または図面
- ⑤ 労働災害を防止するための方法および設備の概要を示す書面または図面
- ⑥ 工程表

| 第88条第4項 (建設業・土石採取業の仕事に係る計画の届出) |   |
|--------------------------------|---|
| 建設業・土石採取業の仕事に係る届出              | <p>建設業および土石採取業に属する事業でつぎの仕事を開始しようとする事業者は、その計画を当該仕事の開始日の14日前までに、所定様式の届書に、必要書類(※104)を、および圧気工法による仕事に係る場合は、圧気工法作業摘要書を添えて所轄労働基準監督署長に届け出なければならない(令第24条・則第91条)。</p> <p>則第90条 (労働基準監督署長に計画の届出を要する仕事の範囲)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高さ31mを超える建築物または工作物 (橋梁を除く) の建設、改造、解体または破壊 (以下「建設等」という) の仕事</li> <li>(2) 最大支間50m以上の橋梁の建設等の仕事 (90条の2の2)、最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設等の仕事 (則第18条の2の場所での仕事に限る)</li> <li>(3) 隧道等の建設等の仕事 (隧道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く)</li> <li>(4) 掘削の高さ、または深さが10m以上の地山の掘削 (隧道等の掘削および岩石採取の掘削を除く) の作業 (掘削機械作業で掘削面の下方に労働者が立ち入らないものを除く) を行う仕事</li> <li>(5) 圧気工法による作業を行う仕事</li> <li>(6) 石綿等が吹き付けられている建築基準法の耐火建築物または準耐火建築物における、石綿等の除去作業を行う仕事</li> <li>(7) ダイオキシン類対策特別措置法に係る一定の廃棄物焼却炉および集塵機等の設備の解体等の仕事</li> <li>(8) 掘削の高さ、または深さが10m以上の土石採取掘削作業を行う仕事</li> <li>(9) 坑内掘りによる土石採取の掘削の作業を行う仕事</li> </ol> |

※104: 届書に添えて提出すべき必要書類は、以下のとおりである (則第91条・第92条)。

- ① 建設業に属する事業の仕事に係る届出  
法第88条第3項の規定による届出を準用する (則第91条第2項)。
- ② 土石採取業に属する事業の仕事に係る届出 (則第92条)
  - ・ 仕事を行う場所の周囲の状況および四隣との関係を示す図面
  - ・ 機械、設備、建設物等の配置を示す図面
  - ・ 採取の方法を示す書面および図面
  - ・ 労働災害を防止するための方法および設備の概要を示す書面または図面

| 第88条第5項 (有資格者の工事計画等への参画) |  |
|--------------------------|--|
| 有資格者の工事計画等への参画           | <p>事業者は、つぎに定める工事計画および仕事の計画を作成するときは、則第92条の3で定める有資格者 (則別表第9) を参画させなければならない。</p> <p>【有資格者が計画に参画すべき工事および仕事 (則第92条の2)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 型枠支保工 (支柱の高さが3.5m以上のものに限る) および足場 (吊り足場、張出し足場以外の足場は、高さが10m以上の構造のものに限る) を設置し、移転し、または主要構造部分を変更する工事</li> <li>(2) 法第88条第3項に規定する「大規模建設工事」の仕事</li> <li>(3) 法第88条第4項に規定する届出が必要な仕事のうち、則第90条第1号~5号に掲げる仕事</li> </ol> |

| 第88条第6項~8項 (数次の請負契約の場合および届出に係る法違反等への対応) |  |
|---|--|
| 数次の請負計画の場合の適用 (第88条第6項)                 | <p>前3項の規定は、当該仕事为数次の請負契約により行われる場合は、当該仕事を自ら行う発注者がいるときは発注者以外の事業者、発注者がいないときは元請負人以外の事業者については、適用しない。</p>                             |
| 届出に係る法違反等への対応 (第88条第7項)                 | <p>厚生労働大臣および労働基準監督署長は、法第88条の届出に関し、この法律等に違反するときは当該届出事業者に対し、届出に係る工事もしくは仕事の開始を差し止め、または計画の変更を命ずることができる。</p>                        |
| 仕事の発注者への勧告・要請 (第88条第8項)                 | <p>厚生労働大臣または労働基準監督署長は、法第88条第3項 (大規模建設工事に係る届出) または第4項 (建設業・土石採取業の仕事に係る届出) の届出事業者に前項の命令をした場合、必要があれば仕事の発注者への勧告または要請を行うことができる。</p> |